

休講及び休校並びに補講に関する取り扱い

1 行事等による休講

学校の行事、担当講師の都合により、やむを得ず休講する場合は、あらかじめ所定の掲示板に掲示する。ただし、休講の掲示がなく、授業開始時刻を 20 分経過しても授業が開始されない場合は、学生は教務担当者に問い合わせ、指示を受けるものとする。

2 気象災害及び交通機関の運休による休校

- (1) 台風や大雪等の気象災害により、学生、講師及び職員の登下校の安全が確保できない場合、及び交通機関の運休により登下校に混乱が生ずると予想される場合、学校長の判断により、休校の措置を取ることができるものとする。
- (2) 宍粟市に特別警報（高潮、波浪を除く）、暴風警報、土砂災害警戒情報（以下「警報等」という。）が発令されている場合は、原則として休校とする。なお、警報等の解除後の授業の実施、及び授業開始後に警報等が発令された場合の取り扱いは次のとおりとする。

区 分	取 扱 い
午前 7 時までに解除	1 限から授業（平常授業）
午前 11 時までに解除	3 限から授業（午前休校）
午前 11 時以降に解除	終日休校
授業開始後発令	ただちに授業を中止

- (3) 以下の区間について、積雪、浸水、交通事故等による車両の通行止めの区間があって、かつ迂回路がない場合、又は積雪等により道路の安全な通行が困難な場合は、原則として休校とする。

ア 県道 8 号加美宍粟線の東市場交差点から大宇治に至るまでの間

イ 国道 29 号線の山崎インター出入り口から東市場交差点までの間

なお、通行止めの解除又は通行困難の解消後の授業の実施は、次のとおりとする。

区 分	取 扱 い
午前 7 時までに解除又は解消	1 限から授業（平常授業）
午前 11 時までに解除又は解消	3 限から授業（午前休校）
午前 11 時以降に解除又は解消	終日休講

- (4) 学校長不在のときは副校長が、副校長も不在のときは主任教育専門員が、学校長に代わって、休校の措置の決定をするものとする。

3 感染症の予防等のための休校

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 20 条の規定に基づき、感染症の予防上必要があるとき、又は政府等から感染症の予防対策等のため臨時休校の要請を受けたときは休校とする。

4 補講の実施

上記1の理由により休講となった授業科目については、原則として補講を実施するものとし、補講の日時は所定の掲示板に掲示する。

なお、補講の方法は授業の実施のほか、担当講師の判断により、レポート、eラーニング、学外行事への参加等、当該授業に相当する自主学習をもって補講に代えることができるものとする。

また、補講を実施しなくても当該授業科目を聴講する学生全員が、当初に予定した授業回数の3分の2以上履修できることが確実である場合は、担当講師の判断により、補講の実施を取りやめることができるものとする。

5 休校の取り扱い

上記2及び3の理由による休校は公欠扱いとして補講は実施せず、担当講師が課すレポート、eラーニング、学外行事への参加等、当該授業に相当する自主学習をもって授業の出席に代えることができるものとする。ただし、資格取得に係る授業については、当該資格の取得に関する諸規定と照らして補講の実施の要否を判断する。

6 避難指示等の取り扱い

学生の居住地に避難指示、避難勧告、避難準備情報（以下「避難指示等」という。）が発令されている場合は、自治体の指示に従い避難等の安全措置を講ずるとともに、避難指示等が解除等、登下校の安全が確保できるまで、避難先等で待機するものとする。

なお、避難等による授業の欠席が上記2の規定による休校の期間と重複する場合は公欠扱いとし、それ以外の場合は通常の欠席と同様の取り扱いとする。ただし、担当講師の判断により、補講又は当該授業に相当する自主学習をもって授業を履修したものと認める場合があるので、担当講師に相談すること。

附則

この取り扱いは、平成29年4月1日から施行する。

この取り扱いは、平成30年8月30日から施行する。

この取り扱いは、令和2年4月1日から施行する。